

(第103号議案)

中野区の福祉に関する事務所設置条例新旧対照表

改正案		現行	
第1条～第3条 (略) 付 則 (略) 別表(第2条関係)		第1条～第3条 (略) 付 則 (略) 別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
中野区福祉事務所	東京都中野区中野四丁目11番 19号	中野区福祉事務所	東京都中野区中野四丁目8番1 号
附 則 この条例は、令和6年5月7日から施行する。			